

## 菜の花(ナタネ)の栽培をしてみませんか

～種を配布します～

市では、菜の花プロジェクトを推進し、プロジェクトから生まれた伊賀産菜種油に「七の花」と名前をつけて地域の特産物として販売しています。

原料となる菜の花(ナタネ)の栽培面積が60haを超えましたが、さらに菜の花(ナタネ)の栽培面積を拡大するため、種を希望者に配布します。

栽培を希望する人は、「平成25年度秋播きナタネ配布申請書」を提出してください。申請書は農林振興課までお電話いただければお届けします。また、市ホームページからもダウンロードできます。景観用に栽培したい場合もお申し込みいただけます。

※菜の花(ナタネ)栽培方法について、詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



### 菜の花プロジェクト

地域内に資源循環の輪を創ることで地域の活性化をめざす活動です。

資源循環とは、次の仕組みになっています。

- ①菜の花栽培
- ②菜種油生産(地産地消、地域の特産物)
- ③使い終わった油(廃食油)を原料にしてバイオディーゼル燃料を製造
- ④燃料を農業機械などに利用して菜の花を栽培する

### 菜の花(ナタネ)栽培の概要

ナタネは、10月中旬に種を蒔きますが、搾油用に栽培する場合は事前に十分な施肥が必要です。また、湿気を嫌うので水田で栽培する場合は排水対策が必要です。播種と同時期に除草剤を使用することをお勧めします。

殺虫、殺菌剤などは必要ありません。その後2月下旬に窒素が不足気味であれば追肥をします。開花時期は4月中旬から5月中旬までで、その間美しい景観が楽しめます。

ナタネの収穫は6月中旬以降ですが自分で収穫作業ができない場合や収穫後の活用についてはご相談ください。

【問い合わせ】 農林振興課 ☎43-2302 FAX 43-2313

## 集積場での分別にご協力ください(伊賀北部地区)

市では、資源・ごみの分別収集計画を策定し、集積場で家庭ごみを収集しています。

分別区分や出し方は、ごみの減量と再資源化を図るため、随時見直しを行い、新たなリサイクルを推進しています。そのため、集積場には間違ってお出された「違反ごみ」が収集されず、また持ち帰られることもなく、そのまま放置されていることがあります。

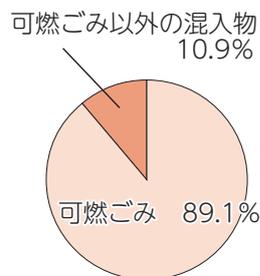
ごみの分別や出し方の変更については、広報でお知らせするとともに、要望をいただいた地域への分別説明会を行っています。今年度はさらに、各地域の集積場で、早朝から分別指導を実施し、集積場における違反ごみを減らす取り組みをしています。



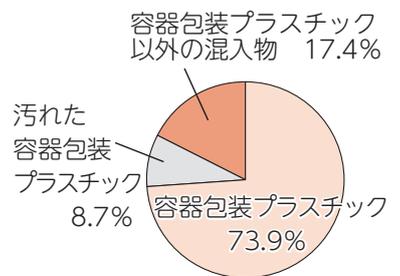
▲集積場で分別指導を行う様子

また、分別指導のほかに、集積場で収集してさくらリサイクルセンターへ搬入されたごみの分析調査を行い、さらなる資源・ごみの分別徹底に向けて取り組んでいます。平成25年4月から8月に実施した分析結果は次のとおりです。

#### ▶可燃ごみ分析調査結果



#### ▶容器包装プラスチック分析調査結果



ルールを守って「資源」と「ごみ」をきちんと分けて出していただくことは、資源再利用の促進、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)削減など環境への負担や処理コストの削減による財政への負担を軽減するなど、多くのメリットがありますので、ごみの減量と分別にご協力いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】 清掃事業課 ☎20-1050 FAX 20-2575 伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所住民福祉課

# 福祉手当のお知らせ



## 重度障害児 福祉手当

【要件】 ①②の両方に該当する人

- ① 3歳以上20歳未満の人
- ② 次のいずれかの手帳を持っている児童の保護者
  - 身体障害者手帳1～3級
  - 療育手帳A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）
  - 精神障害者保健福祉手帳1級

【支給額】

月額5,000円

※障害児福祉手当（国の手当）の受給資格があるときは支給対象外です。

【支給月】

年2回（4月・10月）

【受給の請求】

保護者からの請求により支給します。

## 重度障害者 福祉手当

【要件】

次の①～④のすべてに該当する人

- ① 在宅で常時床についている状態または外出困難な状態
- ② 家族などほかの人の介護を必要とする程度

度の障がい

③ 20歳以上の人

④ 次のいずれかの手帳を持っている人

- 身体障害者手帳1～3級
- 療育手帳A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）
- 精神障害者保健福祉手帳1級

【支給額】 月額3,000円

※次に該当するときは支給対象外です。

- ① 特別障害者手当、経過福祉手当（いずれも国の手当）または寝たきり高齢者等福祉手当の受給資格があるとき
- ② 病院や診療所などに3カ月以上継続して入院しているとき

【支給月】 年2回（4月・10月）

【受給の請求】

本人からの請求により支給しますが、認定については本人の障がいの状態や介護の状況について審査を行うなどの規定があります。

**状況届の提出をお忘れなく！**

現在、重度障害者福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために状況届を必ず提出してください。

【提出期限】 9月27日（金）

## 寝たきり高齢者等 福祉手当

【対象者】 在宅で次のいずれかの状態が6

- カ月以上継続している65歳以上の人
- 介護保険で要介護4または要介護5と認定された人
- 自立した生活が困難な重度の認知症の人

※次に該当するときは支給対象外です。

- ① 特別障害者手当・経過福祉手当（いずれも国の手当）または重度障害者福祉手当（市の手当）の受給資格があるとき
- ② 病院や診療所に3カ月以上継続して入院しているとき

【支給額】 月額3,000円

【支給月】 年2回（4月・10月）

【受給の請求】 本人または扶養義務者からの請求により支給します。

**状況届の提出をお忘れなく！**

現在、寝たきり高齢者等福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために状況届を必ず提出してください。

【提出期限】 9月27日（金）

【提出先・問い合わせ】

障がい福祉課  
☎ 22・9656 FAX 22・9662  
各支所住民福祉課

【提出先・問い合わせ】

介護高齢福祉課  
☎ 22・9634 FAX 26・3950  
各支所住民福祉課